

倫理規程

公益社団法人日本PTA全国協議会(以下、「この法人」という。)は、教育を本旨とし、特定の政党や宗教に偏ることなく、小学校及び中学校におけるPTA活動を通して、わが国における社会教育、家庭教育の充実に務めるとともに、家庭、学校、地域の連携を深め、児童・生徒の健全育成と福祉の増進を図り、もって社会の発展に寄与することを目的として、事業活動を行ってきた。

その中で、社会の変化に対応し、全国のPTA会員とともに、新たな時代の要請に応えるPTAのあり方を探求し、社会教育団体の一員として責任を果たしていかなければならない。

こうした認識のもと、この法人がその公益目的を達成するために設立され、公益社団法人として認定を受けた法人であることから、この法人に関わるすべての者は、当該公益目的事業を実施する当事者であることを強く認識し、高い倫理観を持つことが求められるものであることから、ここに行動規範を定め、理念と内容を理解し、その遵守と実践を行わなければならない。

(組織の使命及び社会的責任)

第1条 この法人に関わるすべての者は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営や組織運営に当たるための不断の努力と自己規律に努めなければならない。

(適用範囲)

第2条 この規程における「この法人に関わるすべての者」は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 役員(理事・監事)
- (2) 地方協議会代表者
- (3) 賛助会員(個人)
- (4) 特別会員
- (5) 就業規則第2条に定める職員
- (6) パートタイム労働者等就業規則第2条に定めるパートタイム・有期雇用労働者

(基本的人権の尊重)

第3条 この法人に関わるすべての者は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

(社会的信用の維持及び向上)

第4条 この法人に関わるすべての者は、常に公正かつ誠実に事業活動や組織運営に当たり、この法人の社会的信用の維持及び向上に努めなければならない。また、社会一般からの理解を得るための努力を行い、市民社会の一員としての地位を獲得し、それを保持しなければならない。

(法令等の遵守)

第5条 この法人に関わるすべての者は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程、その他の規程等を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業活動や組織運営をしなければならない。なお、暴力団等反社会的勢力とは一切の関係を排除し、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした態度での対応を徹底しなければならない。

(役員の善管注意義務・忠実義務等)

第6条 この法人の役員は、この法人に対する善管注意義務と忠実義務を負っていることを念頭に役員としての任務を怠ることなく事業活動や組織運営をしなければならない。

2 事業活動や組織運営にあつては、この法人の目的や関係法令等を十分理解の上、中立・透明・公平な業務執行を心がけ、自らの役割を認識し、この法人の社会的信頼の確保、維持、高揚に精励努力しなければならない。

(会費等の使途と説明責任等)

第7条 この法人の理事及び職員は、この法人に寄せられた会費等には納入者のこの法人に対する期待と信頼の思いが込められていることを認識し、貴重な財源として、公正かつ適正に執行し、納入者だけでなく社会一般からの理解と信頼の向上につながるよう説明責任を果たさなければならない。

2 この法人のすべての取引は透明であり、正確に記録され、監査可能であることが確保されなければならない。

3 この法人の意思決定は、透明性のあるプロセスによらなければならない。

(品位の保持)

第8条 この法人に関わるすべての者は、言葉遣い、服装など自身の言動が、この法人全体の評価に影響を及ぼすことを認識し、常に品位を保つよう努めなければならない。

(寛容の尊重)

第9条 この法人に関わるすべての者は、他者に敬意を払い、他者の意見や価値観を尊重し、寛容な態度を持つよう努めなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第10条 この法人に関わるすべての者は、自身の言動がこの法人全体に影響を及ぼすことを認識し、虚偽の情報の提供、不適切な言動、違法行為、その他社会的規範に反する行為など、この法人の信用失墜につながる行為を行ってはならない。

(関係機関・団体への迷惑行為の禁止)

第11条 この法人に関わるすべての者は、関係機関・団体との関係性の構築・維持について誠意を持って取り組み、関係機関・団体の目的に反する行為や迷惑をかける行為を行ってはならない。

(不適切な情報拡散等の禁止)

第12条 この法人に関わるすべての者は、この法人の事業活動や組織運営に関して知り得た情報を報道機関、WEB、SNS等で不適切に公開又は拡散してはならない。

(私的利益の禁止)

第13条 この法人に関わるすべての者は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

第14条 この法人の理事及び職員は、その職務の執行に際し、この法人と利益相反又は競業が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示を行うとともに、この法人が定める所定の手

続に従わなければならない。

(研鑽)

第 15 条 この法人に関わるすべての者は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(この規程に反する行為の早期発見と未然防止)

第 16 条 この法人に関わるすべての者は、この規程に反する行為の早期発見と未然防止のため、この規程に反すると疑われる行為を認識したときは、役員に当該行為の内容等を伝えなければならない。

(正会員等への規定の準用)

第 17 条 第 1 条、第 3 条から第 5 条まで、第 10 条及び第 12 条の規定は、正会員等、個人以外の会員について準用する。この場合において、「この法人に関わるすべての者」とあるのは、「この法人の正会員等、個人以外の会員」と読み替えるものとする。

(改廃)

第 18 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和6年1月17日から施行する。

この規程は、令和8年9月16日から施行する。